

九条殿記

藤原師輔（九〇八―九六〇）の日記は、九曆・九条殿記・九曆記・九記・九条記・九条右大臣記・九条右丞相記・九条殿御曆記などの名でよばれている。そのほとんどは「九曆」と総称され、東京大学史料編纂所編、大日本古記録の叢書の一冊として翻刻紹介されている。こゝに紹介する一卷は、当部に蔵される旧九条家本のなかにあったもので、整理の途中、記文内容から師輔の日記と判断されたもので、新発見のものである（旧仮書名、中宮遷御前后追復本号）。

卷子本一卷。鎌倉期の書写。本文は、一紙たて三七センチ、よこ五一・七センチ（第三紙）、二三行前後、一行一五字前後、楮斐交漉七紙よりなる。表紙は江戸時代の楮紙（白）に、直書きで「中宮遷御天曆六年十一月一日」「前后追復本号天慶六年五月」と二行書きされている。本紙全体にこれも江戸期と思われる裏打が施されていたが、その後の虫害による破損がかなりひどい状態であったため、今回当部において補修した。

すでに本誌二一号に橋本義彦氏により、「九条殿記」臨時部 飛駅事、巻頭（本文一紙、尾欠）が紹介されている。本巻はそれと直接接続すること

はないが、書写形式や筆跡が類似し、一連のものと考ええる。「九条殿記」の書名はなく、臨時の表示もないが、内容から見て臨時部に属するものであるう。

内容は、表紙および本文冒頭の標目に相応して二にわかれており、
一、天曆六年十一月一日、二日条。村上天皇中宮藤原安子が桂芳坊から弘徽殿への遷御記

二、天慶六年五月二十五日、二十七日条。清和天皇女御、皇太后藤原

高子の本位追復記

となっている。

一、は師輔四十五歳、右大臣従二位の時のもの。村上天皇中宮安子は師輔の第一女、これより先天曆四年（九五〇）五月、前但馬守藤原遠規宅で憲平親王（冷泉天皇）を御座、同年七月、親王と共に師輔の東一条第に移り、こゝで親王の皇太子冊立となり、師輔の兄左大臣実頼が東宮傅となっている。そして十月安子は東宮とともに桂芳坊に移られた。本記はこの桂芳坊から安子が弘徽殿に遷御されたさいの記事である。従来

「九曆」で知られる天曆六年の記文は「西宮記」所引の逸文のみで、本記の十一月は十一日、十二日の両条があるだけである。ところで本記十一月二日条中に、寛平三年の例により、移御のさい大臣が扈從することをあげ「依件例今日祇候、左大臣有陣不参^(障カ)」と見えている。この年の大臣は左大臣実頼、右大臣師輔、内大臣欠官で、師輔の記文であることは明白である。なお、安子の弘徽殿遷御の資料は本記が唯一のものである。

二、は師輔三十六歳、大納言従三位、中宮大夫の時のもので、したがって、一の時より九年前のものである。寛平八年(八九六)に故有って后位を降された皇太后藤原高子の本位を、四十七年後の天慶六年(九四三)に復した時の記事である。この間のことは「日本紀略」「一代要記」「本朝文粹」「西宮記」などに見えているが、本記が最も詳細である。「政事要略」の記文によれば、復位の手続を取り計らった公卿は、大納言藤原師輔、中納言源清蔭、参議源高明の三人であって、このうちこれに対応する本記の記文(二十七日条)には、清蔭、高明の二人は明らかに第三者で、残る一人は、その指図ぶりから見ても高位の師輔で、本記の記者となる。最末に「本朝文粹」^{卷二}に収められている「二條前后復本位詔」が全文記されており、この詔書の作成される経緯がよくうかがえるものである。たゞ最末紙は最末行まで記文が書かれており、「文粹」に見える詔書発布の年月日が本記にないので、記文がなお続いたものかどうか、疑念の残るところである。事項的には本文冒頭に二項の標目しか記されていないので、他の事項が付加されていた可能性

は一応ない。

なお、本文各紙左上部辺に紙順を示す一(七七)の小番号があり、また、本文第一紙端裏上部に「合了」、第三七七紙背下部のほど同位に、花押ないしは墨移りのような文字(二字)がうすく認められる。

凡 例

一、使用漢字は正体を用いたが、便宜通行字によったものもある。

一、編者の注は()で示した。

一、便宜句点をうち、改丁は」で示した。

(平林 盛得)

(表紙)
中宮遷御 天曆六年十一月一日

前后追復本號 天慶六年五月

(本文)

中宮遷御 天曆六年十一月一日

前后追復本號 天慶六年五月

中宮遷御事

中宮遷御

天曆六年十一月一日^{癸丑}、藏人頭有相朝臣來、東宮坊^(憲平親王)傳仰云、

明日亥^(安子)尅中宮可移御弘徽殿、因例召仰緣事諸司、但戊尅以前

令候者、午時着左仗座、仰外記武並了

二日甲寅、酉時參主殿寮^(皇子)自大炊御門宮移御件寮、而無親王・公卿

等可候之座、仍召問宮司申旨、所以奉仕御修法、雜舍悉塞、

因之無座儲云々、是宮司等無用意也、縱雖無舍屋、仰所司可令

儲幄・床子等者也、尅限以前參入王卿祇候何處哉、依無便宜

待時尅間、參入大內、雅信・好古^(重明親王)兩相公相從也、下官便留桂

芳坊、兩相公着左近陣、先是納言・參議等候件座云々、但吏部

王徘徊達知門外云々、亥一尅參進候前庭、宮司等^(兼力)却南簀

子敷・部等、欲倚^(御力)與依可障也、二尅候與、依掃部寮不候、不

能敷緣道、御輿了^(行力)命婦為善子候御輿^(命母)、陰陽助平野宿禰茂樹

奉仕返間、了御輿出南門南行、自^(上力)東門大路西行、經縫殿寮

東南、朔平・玄輝兩門、自登華・弘徽兩殿西道南行、當弘徽

殿南戶下輿、親王・大臣・納言・參議・侍臣・諸衛陣列次第、

如行幸時、皆着靴、但近代例不見、大臣扈從之由、而寬平三年

月日東院皇太后自東宮移御內裏之日、々記注大臣候由、依件

例今日祇候、左大臣有陣不參^(重明親王)大臣今夜移、下官起疑^(兼力)、式部卿

親王云、延長元年十一月皇后自件寮御同殿、其時若有名對面

哉、親王云、彼日有障不仕者^(皇子)宮大夫、大納言令候氣色、

大夫云、主上同御此殿、仰云、令奉仕者左近少將伊尹、問

云、誰々侍王卿、各稱^(兼力)名、退出、同尅一品康子・无品昌子

兩內親王同輦參入、至同殿西邊下輦^(兼力)去延長元年例女官等步行云、

內裏御厨子所供奉人皇后御膳、冷然院儲女房饗、碁手卅連、

先是御輿未入給內裏之前、本寮獻物其數枝物十捧、折櫃物十

捧、酒一樽也、本寮官人給祿其法有差云々、三日夜內藏寮儲

饗、四日夜穀倉院儲饗、碁手數同二日云々、頭白大褂一領、

助二人^(兼力)一人五位紅染大褂各一領、允黃袈各一條

前后追復本號

廿五日^{壬寅}終日雨、卯時大地震、巳時內豎來仰云、左近權少

將敦敏之仰、只今可參^{（入カ）}者、午時先參殿、仰云、若有內召

哉、執申云、蒙召只今欲參入、重仰云、召旨是依可被奉復前

皇太后本位歟、此事去年秋^{（自カ）}陽成院源中納言爲使命云、先年

依御病辭退寶位、又去寬平八年皇太后無殊犯而被從停廢、仰

檢故事、犯成坐罪者、或當時、或後代非無恩免、予生年七十

余、餘命不幾、聞先后之復本位、不貽憤於後世者、太上皇

命非無其理、當今尤可被助憂者也、今檢故事、寶龜三年三月

己皇后井上內親王坐巫蠱事被廢也、延曆四年早良皇太弟坐罪

被配淡路國、后王亡亡^{（思カ）}之後、延曆十九年追復本號、其勅書

云、勅朕有所^{（思カ）}、宜故皇太子早良親王追稱崇道天皇、故井上

內親王追復稱皇后、其墓并稱山陵、主者施行、又昌泰四年正

月廿五日右大臣菅原道、依謀議廢亡之事、左遷大宰員外帥、

延喜廿三年四月廿日有詔、贈本職兼增一階、其詔書云、追而

賞之往聖遺訓過而有之、先王格言、故大宰權帥從二位菅原朝

臣道、在朕童蒙營其侍讀、自從震宮之日、至于宸位之朝、久爲

近臣非無勤苦、而身從謫官、命殞遐鎮、雖積多歲何有相忘、故

贈本職、兼增一階、爰示舊意、以慰幽靈宜弃、昌泰四年正月廿

五日宣命燒却之者、然則重犯皇后、大臣猶從優免、至于彼二條

皇后專無重罪、因之可被復本位之由奏聞、內裏早參入可承

仰事、但延曆稱勅、延喜稱詔、兩朝之例頗似班白、今云、大

事用詔、小事用勅、而延曆之例似大事、何注勅字、須依近代

之例、令作詔書者、未時參內、敦敏朝臣來仰云、以前皇太后進

復本位之宣命令作申者、答云、今朝殿仰云、件事可用詔書者、

而今有宣命之仰、爲之如何、又寬平八年欲止皇后號之由、被

申告伊勢大神宮・賀茂・八幡・松尾等社、又後田邑・清和山

陵、昭宣公墓、今復本位之由、同可被申告歟、敦敏朝臣良久

之後還來云、奏聞之旨仰遣於殿、往還之間、時剋自移、但所

被申之旨、件事可用詔書、又菅原大臣左遷之由申告社墓、復

本職之時、不見申告之由者、依他公卿不候、召遣近邊宰相、

各申障不參、召外記有象、亦復令勘延曆之例、有象持來^{（日カ）}

後記披見、在朕字無勅字、今案事^{（情カ）}、先日殿所進外記勘文相

誤也、仰內記文時、令作詔書草案、了差文時奉殿、還來云、

依仰所々改正、又賜御書一封云、文時云、他公卿一人無有

云々、出詔書之旨是重事也、而只日上一人參入行例等未知

也、是非有期之事、以後日可行、他公卿不參之由、經奏聞了者、今敦敏朝臣奏此由、子四剋罷出

廿七日^辰、朝小雨、午時參內、着宜陽殿之座、先是中納言源卿

^清蔭在座、藏人敦敏朝臣仰云、先皇后追號之事、今日可行者、

承仰之後令奏云、延曆十九年七月廿三日有詔追復井上內親王之皇后號、同日有宣命、其旨同詔書、若准彼例、詔書之外可

造宣命歟

又同年同月廿八日有宣命、而遣從五位下葛井王等、以復位事

告于皇后陵、若准彼例、以五位王可爲使歟

又遣使之日、可令勘申歟、又延曆・延喜等例配流國母・皇太

子・大臣之日、奉遣使於諸社・諸陵、告申事由、追復本位之

日、不見告申之由、如舊例先後似非一同、此度行之如何、又

延曆之例、出詔書日、須下官符於諸司・五畿內・七道諸國、

延喜之例、覆奏詔書之、復須下官符二代之例、非一同行之如

何、將隨處分耳、敦敏朝臣奏聞事由、卽以所申之趣、仰遣於

太政大臣里第云々、未時參議右衛督源朝臣^(高)明參入、敦敏朝臣

重仰云、詔書之外宣命之^(忠平)「難語、其意必」不可有、又奉遣

彼陵使事^(遣使力)「定可仰、但仰陰陽寮令擇申^(遣使力)」之日、又復本位之

由、告於諸社之事、無先例、不可行、又須下官符之事、覆奏

詔書之後、可行者、仰外記有象、令召中務輔并內記文時等、

有象申云、中務少輔南金參入、但文時罷登山寺云々、仰云、

先日承仰內記、須侍候、而輒他行理不可然、早差使可召遣、

又召陰陽寮奉遣使於先皇后陵之日、可令勘申者、申時文時參

入、令進一昨日造詔書案、見了之後、令賁內記參御在所、令

奏聞、奏覽之後返給、還着本座、令清書後、又參進奏聞、御

畫日了、還於本座、召南兼給件詔書^{給宣命儀、召二、省給、宣旨儀同}、有象持來

陰陽寮勘文、仰可暫候於局底之由、返給、詔書云、朕以非

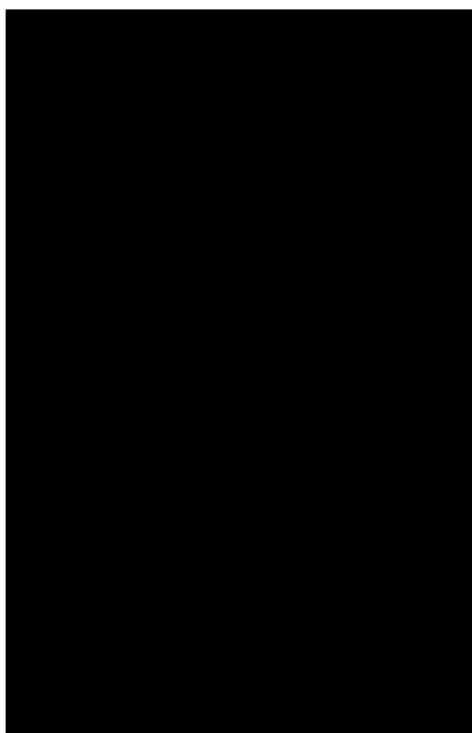
虛、忝嗣洪業、恩施德義之政、以致治理之風、元慶皇太后在

昔停徽號、稱前皇太后、椒庭之月長閑、芝砌之霜多改、未及

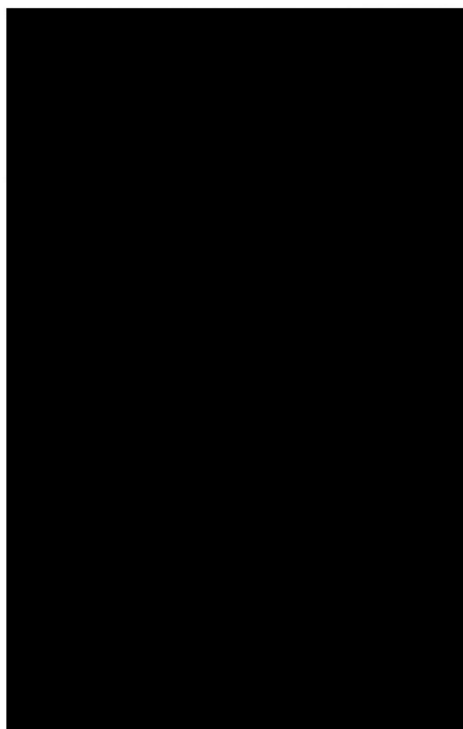
渙汗、早斷德音、往事達耳、朕猶慟焉、故故追復本號、以慰^(衍力)

芳魂、青苔故宮、縱無增光於雨露之^(影)、白楊荒塚、庶更變

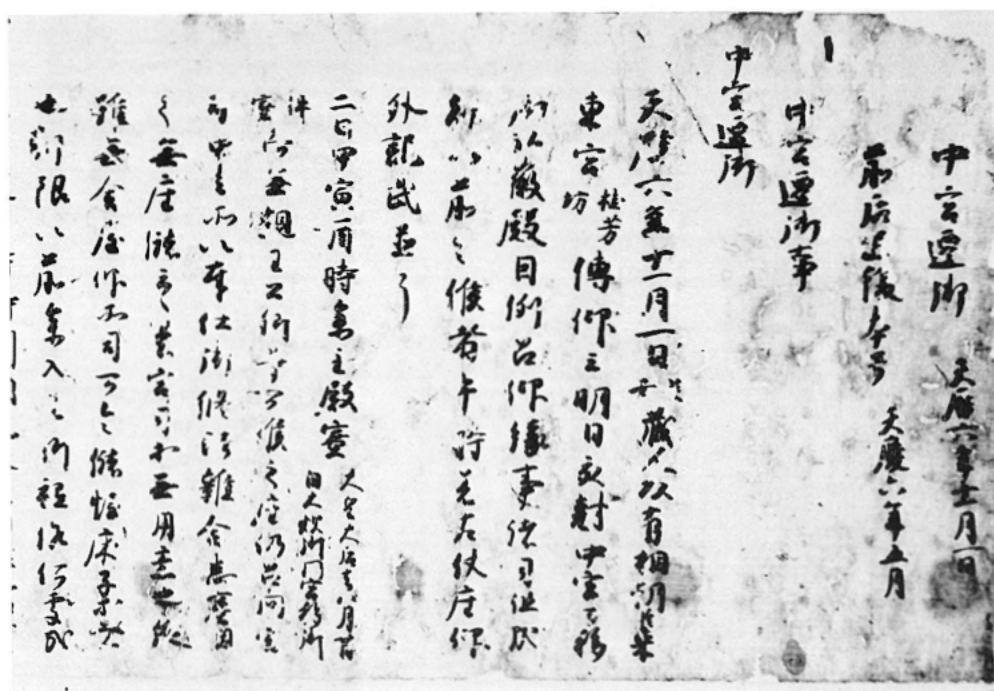
風於山陵之聲、普告天下、俾知朕意、主者施行



10 同 卷150 卷末



9 同 卷133 卷末



九条殿記 卷頭